

ガイドラインの改訂のための議論の素案（総論）

〔学校評価の定義及び目的〕

学校評価の必要性と目的について

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。

これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公開していくことが求められる。

- ~~このまうな~~ことから、学校評価は、以下の3つを目的として実施することと整理する。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取組について目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による外部評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民等から自らの教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校評価に関する規定

- 学校評価については、学校教育法に次のように規定されている。

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

○ 「文部科学大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

○学校教育法施行規則

第50条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第50条の2 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第50条の3 小学校は、第五十条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

学校評価により期待できる役割・留意点

- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。
- また、学校評価は、教職員や保護者、地域住民などが学校運営についての意見交換を行うことを通じて、相互理解を深めることに大きな意義があり、学校評価の取組を通じて、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、開かれた学校づくりを進めていくことが重要である。

○ さらに、学校の設置者等と課題意識などを共有し、各々の役割分担により、評価結果を踏まえて着実に学校運営の改善につなげていくことを意識して取り組むことが大切である。

- なお、学校評価の結果の報告書では、~~評価書（評価結果をとりまとめた文書）~~の作成自体が目的化し改善につなげていくことがおろそかになっているなどの~~するといった~~「評価のための評価」であつたり、指標の数値を高めることのみを志向して教育活動のあるべき姿がゆが内容が決められるようなことがないよう留意する必要がある。

〔教員評価との関係〕

○ 一般に、教員評価では、各学校の目標等をもとに、教員一人一人が目標設定を行い、その目標の達成度を評価する目標管理型の評価制度を目指すものが多い。各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教員評価は学校評価と共通している。

○ しかしながら、教員評価が適切な人事管理や個々の教員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価では、組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なる。

○ 「教員評価」の用語は多義的であるが、例えば、

① 地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教員の勤務評定であって、その評定の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるようなもの、

② 授業観察を通じて教員がわかりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教員の取組を検証することにより、教員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるためのもの、
など、様々な類型があり得る。

○ 学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況の評価して、教職員の気づきを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。その一環として、例えば授業の理解度等について児童生徒等の状況を把握し、その結果を踏まえ、学校全体として授業法に関する研修等の取組や適切な校務分掌等を促すなど、評価結果を組織の活性化のために適切に活用することが期待される。更に、場合によっては特定された個々の教職員の取組の改善を促すこともありうるものとする。

同時に、この点において、学校評価と教員評価等はその手法や内容の一部について共通する面を有している。

○ 一方、勤務評定としての教職員の評価は、個々の教職員について多面的な評価を行い、その結果を日ごろの服務監督や人事権者による人事・給与などの処遇に反映することを目的としており、学校の組織としての状況の把握や改善を目指すものではない。

○ このことから、例えば、学校評価の一環として行われた外部アンケート等の結果について、前に述べた学校における取組のみならず、学校から報告を受けた教育委員会が、教育実践に顕著な成果を挙げている優秀な教職員を見いだしたり、いわゆる指導力不足教員など大きな課題のある教職員について適切な措置をとる際などに活用することも考えられる。しかし、学校評価と教職員の評価はそもそも目的が異なっており、手法や内容等についても異なる面が多いことから、教職員の勤務評定として用いることを前提にその一人一人に至るまで保護者・児童生徒による厳密な授業評価等を行うことは、それは教職員の人事評価（勤務評定）として行うものと切り分けて整理することが適当である。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（情報提供）

〔積極的な情報提供〕

情報提供の必要性

- ~~○ 各学校は、説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民等と情報や課題を共有するために、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者や地域住民等に対し積極的に情報を提供することが求められる。~~
- 学校評価の結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む多くの情報がわかりやすく示され、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、保護者等が的確な学校関係者評価を行うなど学校の諸活動に参画していく上で重要である。
- あわせて、学校の立場から見たときに、学校の情報の公開は自らの良さや努力、また取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることができる絶好の機会となる。

情報提供に関する規定

- 情報提供について、学校教育法に次のように規定されている。

○学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

- 学校が提供すべき情報としては、例えば、下記のものが考えられる。

① 目標及び計画

【例】・ 学校教育目標

- ・ (※後日調整) (1) ①で設定した中期と単年度の具体的目標
- ・ 教育課程、指導計画、学校保健計画、学校安全計画、研修計画、運営方針等の各種具体的計画

② 学校の概要

【例】・ 学校長名、住所、電話番号、周辺案内図、通学区域（校区）、Eメールアドレス、ホームページアドレス

- ・ 学級数、児童生徒数
- ・ 学校の特色
- ・ 校則
- ・ 学校施設・設備、校舎面積
- ・ 学校行事の内容
- ・ 児童会・生徒会活動の内容
- ・ 部活動の内容
- ・ 教職員の担当学年、担当教科、校務分掌、授業の持ち時間数、所持免許状の種類
- ・ 校内研修の内容

③ 学習指導

- 【例】・ 授業時数、時間割、総合的な学習の時間の内容
- ・ 教科書、主な補助教材

④ 児童生徒

- 【例】・ 児童生徒の出席率
- ・ 生徒指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処や指導の状況等の実態
 - ・ 学校選択における入学者の決定方法等の詳細
 - ・ 転入、転出児童生徒数
 - ・ 児童生徒の進路の状況

⑤ 安全管理・保健管理

- 【例】・ 保健安全、防犯対策、防災対策に関する情報
- ・ 健康診断、心のケアの体制整備に関する情報

⑥ 経理

- 【例】・ 学校の予算執行状況
- ・ 公金や学校徴収金の管理の状況

⑦ 保護者や地域住民等との連携

- 【例】・ 学校評議員、学校運営協議会等の設置状況
- ・ P T Aの情報
 - ・ 家庭・地域や他の学校との連携
 - ・ 学校開放の状況
 - ・ 学校支援ボランティアの導入状況

⑧ 学校評価に関する情報

- 【例】・ ~~学校の自己評価書、外部評価~~ **結果の報告書**（保護者等に対するアンケートの結果、学校の課題、改善方策等を含む）

○ 情報提供の方法及び内容は、児童生徒、保護者、地域住民など、情報提供の対象に応じて工夫するとともに、広く一般市民が必要な情報を得られるようにすることが必要である。

~~○ 地域に信頼される開かれた学校づくりを進める上で、その際に各学校は、児童生徒や保護者、地域住民に対する調査などを通じて、保護者や地域住民が求める情報の内容を把握し、それに応じた情報を提供するよう努めることが求められ必要である。~~

○ 特に、学校のホームページは、

- ・ 誰もが比較的容易にアクセスできることから、その学校への転校を検討している保護者など、幅広い人々に対して情報を提供することが可能となる
- ・ 大量の情報を一度に提供できることから、人々の多様な関心に対応することができる

といった特徴があり、積極的に利用することが望ましい。

ただし、ホームページのアドレスや電子メールのアドレスの外部への公表にあたっては、情報が古くならないよう適宜ホームページを更新したり、日頃から電子メールの受信の有無を確認できるような体制を整備することが重要である。

<情報提供に当たっての留意事項>

○ 自己評価書や学校運営に関する情報を公表・提供する際には、児童生徒の個人情報の保護に留意する必要がある。小規模校においては、特に留意することが必要である。

○ 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況についての正確な情報提供を行うことによって、保護者や地域住民の信頼を得ることが期待される。

○ 帰宅時間、通学路等に関する詳細な情報の提供については、児童生徒等の安全を確保するため、方法、内容及び提供範囲に注意を払うことが必要である。

○ 学校の序列化や過度の競争といった弊害が生じないように、設置者においては情報提供の方法について十分に配慮する必要がある。例えば、設置者が、各学校の状況や特殊性を考慮せずに、学力調査の結果等をもとに学校の単純な順位付けを行うようなことは、望ましくない。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（項目・指標）

〔評価項目・指標等の設定〕

- ~~○ 学校運営の自律的・継続的な改善・充実と保護者・地域住民の学校運営への参画を促進するとともに、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る観点から、~~

※以下2段落は自己評価の項目へ移動

- ~~○ 各学校が自己評価を行う際には、当初に設定する目標等の精選と重点化に留意することが重要である。~~

~~さらに、評価項目・指標等は、いたずらに網羅的に設定するのではなく、設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なもので、教職員が意識的に取り組むことが可能な程度の量に絞ることが大切である。~~

- ~~○ 具体的にどのような項目等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、各学校における取組の参考として、評価項目・指標等を設定する際の参考例として次の①～⑭を巻末に掲載する。~~

~~なお、これらはいくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して学校評価の評価項目・指標等として取り組むことは必ずしも望ましくない。示す。各学校は、その事情に応じて設定した目標等に照らして必要な項目・指標等を取捨適宜選択し、あるいはそれぞれの特色や課題に応じた独自の項目を新たに設定追加するなどして、各学校の重点目標等を達成するために必要な評価項目・指標等を設定することが望まれる。~~

~~また、設置者が、地域の実情等に応じ、設置する学校で共通して取り上げるべき評価項目・指標等を設定することも考えられる。~~

〔評価項目・指標等の例〕

○ 各学校や設置者等における取組の参考に資するため、評価項目・指標等として考えられる内容について、便宜的に分類した学校運営における12分野ごとに例示する。

※以下の1段落は自己評価の項目へ移動

○ ~~例示する評価項目・指標等~~には、児童生徒の学力や心、体の状況、教員がいかに指導したか、学校の組織や運営など、様々なものが~~考えられ含まれている~~が、これらの~~指標~~は、目標の達成状況を把握するためのもの指標（成果指標等）と、達成に向けた取組の状況を把握するためのもの指標（取組指標等）に大別できる。教育の目標は子どもの知・徳・体の成長であることから、中でも児童生徒の状況に関する成果指標等をできるだけ重視することが望まれる。しかし、成果指標等だけで学校運営全体を評価することは困難であるため、適宜、取組指標等を活用するとともに、特定の指標等によって一面的に学校運営が評価されることのないよう、これらの指標等を適切に組み合わせることが必要である。また、指標等の数値にのみとられることのないよう、数値によって定量的に示すことのできない指標等にも焦点をあてることが大切である。

※以下の例示は「ガイドライン」を基本に再整理したもの

■ 教育課程・学習指導

○各教科等の授業の状況

- ・説明、板書、発問など、各教員の授業の実施方法
- ・視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
- ・体験的な学習や問題解決的な学習、児童生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
- ・個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
- ・ティームティーチング指導などにおける教員間の協力的な指導の状況
- ・学級内における児童生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
- ・コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
- ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達段階に即した指導に関する状況
- ・児童生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の状況
- ・学校の情報化の状況
- ・授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、より良いものとする工夫がなされているかどうか

○教育課程等の状況

- ・学校の教育課程の編成・実施の考え方について、教職員間に共通理解が図られているかどうか。
- ・児童生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
- ・児童生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
- ・学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進に取り組んでいるか。
- ・体験活動、学校行事などが、適切な管理体制の下に適切に実施されているかどうか。
- ・部活動など教育課程外の活動が、適切な管理体制の下に適切に実施されているかどうか。
- ・(データ等) 児童生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果。
- ・必要な教科等の指導体制が整備され、授業時数の配当が適切に行われているかどうか。
- ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達段階に即した指導が適切になされているかどうか。
- ・教育課程の実施の管理の状況。
(例：教育課程の実施に必要な、各教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか。)
- ・児童生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導が適切に計画されているかどうか。
- ・幼小連携、小中連携、中高連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
- ・(データ等) 学力調査等の結果
- ・(データ等) 運動・体力調査の結果

■ 進路指導

- ・学校の教職員全体として進路指導に取り組む体制の整備の状況
- ・生徒理解に必要な個人的資料や、進路情報についての収集・活用の状況
- ・生徒の能力・適性等を発見するための工夫等の状況
- ・進路相談の状況
- ・適切な勤労観・職業観など主体的に進路を選択する能力・態度の育成のための指導の状況
- ・保護者や地域社会、企業等との連携協力の状況
- ・進路指導のための施設設備の整備の状況
- ・職場体験活動の実施の状況

■ 生徒指導

○生徒指導の状況

- ・学校の教職員全体として生徒指導に取り組む体制の整備の状況
- ・問題行動への対処の状況

- ・非行防止教室の実施の状況
- ・保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況
- ・(データ等)児童生徒の出席率及び遅刻の状況。
- ・(データ等)問題行動の発生状況。

○児童生徒の人格的発達状況

- ・自ら考え、自主的・自律的に行動でき、自らの言動に責任を負うことができるよう適切な指導を行っているかどうか。
- ・保護者と連携協力して基本的な生活習慣を身につけるさせるための工夫の状況
- ・児童生徒の適性を発見し能力を引き出し、それを発揮できるようにするための工夫の状況
- ・豊かな人間関係づくりに向けた指導の状況
- ・命の大切さや環境の保全などについての指導の状況
- ・社会の一員としての意識（公平、公正、勤労、奉仕、公共心、公德心や情報モラルなど）についての指導の状況
- ・規範意識の向上に向けた指導の状況
- ・(データ等)児童生徒の生活習慣の定着や人格的発達の状況。
- ・(データ等)問題行動の発生状況。

■ 保健管理

- ・児童生徒を対象とする保健（薬物乱用防止、心のケア等を含む）に関する体制整備や指導・相談の実施の状況
- ・家庭や地域の保健・医療機関等との連携の状況
- ・法定の学校保健計画の作成・実施の状況
- ・日常の健康観察や、疾病予防、児童生徒の自己健康管理能力向上のための取組、健康診断の実施の状況

■ 安全管理

- ・学校事故等の緊急事態発生時の対応の状況
- ・家庭や地域の関係機関、団体との連携の状況
- ・法定の学校安全計画や、学校防災計画等の作成・実施の状況
- ・危機管理マニュアル等の作成・活用の状況
- ・安全点検（通学路の安全点検を含む）や、教職員・児童生徒の安全対応能力の向上を図るための取組の状況

■ 特別支援教育

- ・特別支援学校や特別支援学級と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習の状況

- ・医療、福祉など関係機関との連携の状況
- ・校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名や校内研修の実施等、特別支援教育のための校内支援体制の整備の状況
- ・個別の指導計画や教育支援計画の作成の状況

■ 組織運営

- ・校長など管理職は、教育目標等の達成に向けて、適切にリーダーシップを発揮しているかどうか。また、他の教職員から信頼を得ているかどうか。
- ・校務分掌や主任制が適切に機能するなど、学校の明確な運営・責任体制の整備の状況
- ・職員会議等が適切に運営されているかどうか。
- ・県費、市費など学校が管理する資金の経理（資金の管理、会計報告、監査等）の状況
- ・勤務時間管理や職専免研修の承認状況等、サービス監督の状況
- ・各種文書や個人情報等の学校が保有する情報の管理の状況。また、教職員に情報の取扱方針が周知されているかどうか。
- ・学校の情報化の状況

■ 研修（資質向上の取組）

- ・授業研究の継続的实施など、授業改善の取組の状況
- ・校内における研修の実施体制の整備状況。
- ・校内研修の課題の設定の状況
- ・校内研修・校外研修の実施・参加状況。
- ・臨時採用・非常勤講師等の非正規採用教員の資質の確保・向上に向けた取組の状況
- ・指導力不足教員の状況の把握と対応の状況

■ 教育目標・学校評価

○教育目標の設定と自己評価の実施状況

- ・児童生徒や学校の実態、保護者や地域の意見・要望等を踏まえ、学校としての教育目標等が適切に設定されているか。
- ・学校の状況を踏まえ重点化された中・短期の指導目標等が定められているか。
- ・自己評価の項目は適切か。
- ・自己評価が年に1回以上定期的に実施されているか。
- ・自己評価の結果を、翌年度の指導目標等の改善に活用しているか。
- ・全教職員が評価に関与しているか。
- ・外部アンケート等を実施し、自己評価を行う上での参考としているか。
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護

者の匿名性の担保に配慮しているか。

- ・自己評価結果を、設置者（教育委員会）に報告しているか。
- ・（データ等）学校の教育目標・指導目標等。
- ・（データ等）自己評価結果。

○学校関係者評価等の実施状況

- ・学校関係者評価又はそれに匹敵する評価の項目は適切か。また、自己評価との関連性が考慮されているか。
- ・学校関係者評価等のための組織（学校関係者評価委員会のほか、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用する場合を含む）が構成されているか。
- ・学校関係者評価等を行う者に、保護者が含まれているか。
- ・学校関係者評価等の結果を、翌年度の指導目標等の改善に活用しているか。
- ・学校関係者評価等が年に1回以上定期的に実施されているか。
- ・学校関係者評価等の結果を、設置者（教育委員会）に報告しているか。
- ・（データ等）学校関係者評価等の結果。

○学校に対する児童生徒・保護者の意見・要望等の状況

- ・児童生徒・保護者が学校に満足しているかどうかや、重要と考える事項が何かを把握しているか。
- ・教育相談体制が整備され、児童生徒・保護者から寄せられた具体的な意見や要望を把握し、適切に対応しているか。
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保に配慮しているか。
- ・（データ等）児童生徒・保護者による授業評価等の結果。

■ 情報提供

- ・学校に関する様々な情報が、その想定される受け手に応じて、十分にわかりやすい内容で、かつ適切な分量が提供されているか。
- ・児童生徒の個人情報の保護に十分配慮しているか。
- ・学校評価（自己評価・学校関係者評価等）結果を広く一般の保護者等に公開しているか。
- ・学校便りや学級便りの発行など、主として保護者を対象とした情報の伝達・公開が適切に行われているか。
- ・情報公開手段として、ホームページを活用するなど、広く周知・公開するための工夫がなされているか。

■ 保護者、地域住民等との連携

- ・学校運営へのPTA（保護者）、地域住民の参画及び協力の状況。
- ・地域住民から寄せられた具体的な要望や意見を把握し、適切に対応しているか。

- ・学校開放などの実施状況。
- ・学校評議員やP T A（保護者）との懇談の実施状況や学校運営協議会の運営状況
- ・P T Aや地域団体との連絡の充実の状況。
- ・地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源が活用されているか。
- ・授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、より良いものとする工夫がなされているか。
- ・地域子ども教室等の放課後対策事業において、事業関係者と教職員間で、必要に応じ、参加する子どもの健康状態等に関する情報交換や、移動の安全確保のための取り組み等の連携協力が適切に行われているか。
- ・（データ等）保護者・地域住民を対象とするアンケートの結果。

■ 施設・設備

- ・設置者と連携し、施設・設備の安全・維持管理のための点検を実施し、必要な改善（耐震化、アスベスト対策を含む）が図られているか。
- ・設置者と連携し、施設・設備が有効に活用されているか。
- ・設置者と連携し、学校教育の情報化が適切になされているか。
- ・設置者と連携し、教材・教具・図書の整備が適切になされているか。
- ・設置者と連携し、学習・生活環境の充実のための取り組みが行われているか。

※ 各項目の冒頭に（データ等）とあるのは、評価の実施にあたり、その基礎的な資料となるデータ等であることを示すもの。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（１）

〔議論のポイント〕

- 本年８月の第一次報告を踏まえて、自己評価の定義等を改める。
- PDCAサイクルにのっとった自己評価の進め方を強調する。
- 改善策へのつながりを強調する。
- 目標設定の在り方や関連を明確化する。
 - ・ 中期及び単年度の目標との関係
 - ・ 「目標」と「評価項目・指標」の関係

〔自己評価〕

○ 自己評価は、学校評価の最も基本かつ重要なものであって、学校の教職員が設定した目標等について、自らその達成状況や達成に向けた取組状況等を評価することにより、学校の現状と課題について把握し、今後の学校運営の改善に活用することを目的として行うものである。

具体的には、以下のような点に留意して実施する。

① 目標設定

具体的かつ明確な目標の設定

○ 学校が、教育活動その他の学校運営について、目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、継続的に改善していくためには、目標を適切に設定することが重要である。その際、効率的かつ実効性ある取組につなげていくため、学校の課題や特色などその実情に応じた重点化を図り、具体的かつ明確な目標や計画を設定することが重要である。

○ ~~このため~~現在、各学校においては、学校全体の基本となる教育目標が設定されるのが通例である。この学校教育目標は、目指す子ども像を示すなど、学校経営を通じて目指す理想の姿を示すものであり、普遍的・抽象的な内容であることが多い。

○ この学校教育目標の実現を目指す上で、別に具体的な目標や計画を設定することが必要となる。

このため、学校教育目標や校長をはじめ教職員の目指す理想、学校の置かれている実情等を踏まえて、中期的な学校経営の方針を策定することが通例である。さらに、この中期的な方針を敷衍して、~~とともに、~~いま学校が特に重点を置いて目指すべき成果等を、単年度など短期的（場合によっては中期的）な重点目標や教育計画として具体的かつ明確に定めることが必要となる。

- その際、重点として設定する目標等は、学校の全教職員がそれを意識して取り組むことができるよう、学校運営の全分野を網羅しようとするのではなく、絞り込むことを意識することが重要である。

自己評価の評価項目・指標の設定

- ~~やそれ~~ 自己評価は、短期的（あるいは中期的）な重点目標等の達成を目指す PDCA サイクルとして行うことを基本とすることが適当であり、その達成に向けた具体的な取組などを評価項目として~~に関する中期と単年度の目標を具体的に~~設定する。

- また、その評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するための指標を設定する。~~必要に応じて、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を設定する。~~

- ~~目標や評価項目・指標等~~ の設定に当たっては、~~学校運営の自律的な改善と地域住民・保護者の学校運営への参画を促進するとともに、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る観点から、各学校は、後述する「3. 評価の項目、指標の例」を参考に、各学校の状況に応じて取捨選択して設定する。いたずらに網羅的に設定するのではなく、設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なもので、教職員が意識的に取り組むことが可能な程度の量に絞ることが大切である。~~

- 具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、各学校における取組の参考として、項目・指標等を設定する際の例を巻末に掲載する。

なお、これらはいくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して学校評価の評価項目・指標等として取り組むことは必ずしも望ましくない。各学校は、その設定した目標等に照らして必要な項目・指標等を適宜選択し、あるいはそれぞれの特色や課題に応じた項目を新たに設定するなどして、各学校の重点目標等を達成するために必要な項目・指標等を設定することが望まれる。

また、設置者が、地域の実情等に応じ、設置する学校で共通して取り上げるべき項目・指標等を設定することも考えられる。

- 評価項目・指標等には、児童生徒の学力や心、体の状況、教員がいかに指導したか、学校の組織や運営など、様々なものが考えられるが、これらは、目標の達成状況を把握するためのもの（成果指標等）と、達成に向けた取組の状況を把握するためのもの（取組指標等）に大別できる。教育の目標は子どもの知・徳・体の成長であることから、中でも児童生徒の状況に関する成果指標等をできるだけ重視することが望まれる。しかし、成果指標等だけで学校運営全体を評価することは困難であるため、適宜、取組指標等を

活用するとともに、特定の指標等によって一面的に学校運営が評価されることのないよう、これらの指標等を適切に組み合わせることが必要である。また、指標等の数値にのみとられることのないよう、数値によって定量的に示すことのできない指標等にも焦点をあてることが大切である。

全方位的な点検・評価

- また、学校が抱える課題等を把握するためには、全方位的な点検・評価も重要である。また、あまりに重点化された目標等を指向するのみでは、学校運営全体における力点の置き方に均衡を失する可能性もある。このことから、次の②に留意し、日々の学校運営の中で必要に応じ幅広い「全方位型」の点検等を適宜行うことが大切であり、例えば一定の時期に学校の取組の状況について全方位的なチェックを行うことなどが考えられる。また、場合によってはそれを適宜自己評価の中で実施したり、第三者評価など専門家等による学校運営全般の状況に関する評価を活用することなども考えられる。
- ~~○ 本ガイドラインでは、「指標」を「物事の見当をつけるためのめじるし」という広い意味で用いている。このため、後述する「3. 評価の項目、指標の例」では、目標の達成状況を把握するためのものだけでなく、達成に向けた取組の状況を把握するための指標も含まれている。また、数値によって定量的に示すことのできない指標も含まれている。~~
- なお、各学校が目標等を設定する場合には、上記のほか次の点に留意する。
 - ・ 前年度に作成した自己評価書や外部学校評価の報告書に示されている改善方策等について、当該年度の目標等の設定に反映させる。
 - ・ 児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート、保護者や地域住民との懇談会などを活用し、その意見や要望を通じて学校の長所や課題を把握した上で、目標等を設定する。
 - ~~・ 目標は、できるだけ重点化し、総花的な目標の設定は避ける。~~
 - ・ 目標等は、設置者等の学校教育に関する方針も踏まえたものとし、必要に応じて、設置者が目標設定に関する支援を行う。

学校全体としての達成すべき目標の共有と実現体制の整備

- 各学校が策定する教育課程、指導計画、学校保健計画、学校安全計画、研修計画、運営方針等の各種具体的な計画や、校務分掌、校内組織は、上記の目標等の達成を目指す上で適した内容となるよう、随時見直しを行うことが重要である。その際、必要性が低くなったものについては、法令等に抵触しない範囲で廃止も含めた柔軟な対応が求められる。
- また、目標や計画及びその達成に向けた方策は、校長のリーダーシップの下で全教職員の間で共有し、目標等の達成に向けた意識を醸成するようにする。そのためにも、全教職員で共有できる程度の量や内容に重点化するよう意識的に取り組むことが求められる。

② 自己評価の実施と学校運営の改善

<日常的な点検等による継続的な情報・資料の収集・整理>

○ 自己評価においては、①にあるように学校の実情に即した具体的かつ明確な目標等を設定して行うことを基本とすることが適当であるが、学校評価の取組とは別に、そもそも学校として当然に満たすべき法令上の諸基準等を満たしているかどうかという合規性のチェックが重要である。

○ このような細部にわたる日常的な点検や、諸法令等に基づく詳細な基準適合性などについては、日々の学校の校務分掌や、設置者などによる専門的なチェックにより各分野においてきちんと担保されることが重要である。

学校評価においては、例えば、それらのチェックが適切に行われているかどうかや、また、必要に応じて、特に重点をおいて取り組むべき項目について、評価対象とすることが適当である。自己評価の評価項目・指標として、日常点検のチェック項目等を各分野にわたり逐一とりあげて取り組むことは適当ではない。

~~○ なお、以下に日常的なチェックにおいて取り組んだり、○ 目標の達成状況を検証し、その原因分析等を行うためには、成功事例、失敗事例など具体的な事実を重視する必要がある。また、教育の成果を客観的な情報・資料で示す仕組みを構築することも重要である。~~

~~○ このため、各学校は、例えば、次のような情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有することが望ましいと考えられる事項を参考として掲げるとともに、校内における目標の達成状況の把握や原因分析等に活用することが望ましい。~~

① 法令上、作成等が義務づけられている資料

【例】・ 指導要録、出席簿、健康診断票

② 児童生徒の状況に関する情報等

【例】・ 授業時間ごとの出欠や遅刻等の状況

- ・ あいさつ、掃除、給食、委員会活動等、学校における生活態度
- ・ 児童生徒からの意見、要望等
- ・ 生活環境

③ 保護者、地域住民等からの意見や要望等

【例】・ 保護者、地域住民、PTAなどからの問い合わせ、意見、要望等

④ 教職員に関する情報等

【例】・ 教職員の研修受講状況

- ・ 教職員の現在及びこれまでの校務分掌

- なお、個人情報保護のため、情報・資料の管理を徹底する。

<評価の実施と学校運営の改善>

- 自己評価は、校長のリーダーシップの下、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。
- 各学校は、~~収集した事例や~~予め設定した評価項目・指標等を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理する。その整理結果をもとに、各学校での教育活動その他の学校運営に関する取組が適切かどうかを評価検証し、その改善方策を検討する。
- 目標の達成状況の把握・整理と取組の適切さの評価検証は、各学校・地方公共団体の事情に応じて、教育活動の区切りとなる適切な時期に行う。また、中間的な評価を実施し、その結果を設置者に伝えることにより、必要な支援・援助を求めることも考えられる。
- なお、普段の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが望ましい。
- 学校の教育活動等の成果は、学校の取組だけではなく、児童生徒や家庭、地域の状況にも影響されるものであり、目標が未達成という事実のみをもって、取組が不十分であると判断できるわけではないことに留意する必要がある。
- また、特定の指標だけに着目したり、指標の数値の向上を目指したりする中で、目標から外れた学校運営や改善方策の立案が行われたり、単に数値を上げることのみが目的となって本来のあるべき姿が見失われることのないよう十分に注意する必要がある。
- 目標の達成状況の把握・整理と取組の適切さの検証では、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価を含む、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート等の結果を活用する。なお、アンケート等の実施に当たっては、匿名性の担保に配慮する。
- 取組の適切さの検証では、目標の達成状況と、目標達成に向けた取組との間の因果関係の把握に努めるものとする。
- また、設定した目標や各種具体的計画そのものが適切であったかどうかについても、検証評価の対象とすることが必要である。

③ 自己評価の報告書の作成

- 各学校は、評価結果を自己評価の報告書にとりまとめる。
- 自己評価の報告書には、各種の具体的かつ明確な目標・計画等、目標の達成状況及び取組の状況、取組の適切さの検証評価結果に加え、それを踏まえた今後の改善方策などについて、簡潔かつ明瞭に記述する。~~各学校で作成している年度末の反省資料等を、自己評価書を作成する際に有効に活用することも考えられる。~~
- 各学校は、児童生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、自己評価の報告書に記述して公表する情報・資料と、非公表扱いとする情報・資料を区分する。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（２）

〔議論のポイント〕

- 本年８月の第一次報告を踏まえて、外部評価の定義等を改める。
- 外部評価委員会にかえて、学校評議員、学校運営協議会をそのまま活用することについて、留意点を明記する。
- 授業参観等の能動的な評価活動を強調する。

〔学校関係者評価〕

- ~~外部学校関係者~~評価は、保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価結果を評価すること等を通じての客観性を高めるとともに、教職員学校と地域住民・保護者家庭・地域が学校運営の現状と課題について共通理解を深めて連携を促し持ち協力することにより、教育活動その他の学校運営の改善に協力してあたることを促すが適切に行われるようにすることを目的として行う実施する。
具体的には、以下のような点に留意して実施する。

① ~~外部~~学校関係者評価委員会

- 設置者は、各学校ごと又は同一地域内の複数の学校ごとに、学校関係者などの外部評価者により~~り~~構成される委員会等（以下、「学校関係者外部評価委員会」という。）を設置する。
- ~~外部評価者委員~~としては、保護者、学校評議員、~~P T A 役員（保護者）、~~地域住民等が考えられる。~~外部評価の客観性や専門性を高めるため、大学の研究者や他校の教職員等、学校教育について専門的な知識や経験を持つ者の参加を求めることも考えられる。~~
- ~~外部~~また、学校関係者評価委員会にかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の保護者、地域住民等による組織を活用して外部評価を行うことも考えられるが、学校関係者評価の取組が学校内部だけのものとならず、透明性の高い広がりをもったものとなるよう、評価者として学校に在籍する児童生徒の保護者を含める等の工夫が求められる。
- ~~また、~~接続する他段階の学校の教職員が評価者として加わるなどにより~~から~~評価を受けること、例えば、中学校が小学校や高等学校の教職員から評価を受けることも考えられる有効である。さらに、大学等の研究者を評価者として加えること~~大学との連携により、専門的な助言を受けることも有効であると~~考えられる。

- ~~外部評価者委員~~への就任を依頼する際には、学校訪問や~~外部評価書~~の作成、守秘義務など、どのような負担等が生じるかを説明し、あらかじめ各委員の理解を得ることが必要である。

② ~~外部学校関係者~~評価の実施

- 各学校は、~~外部学校関係者~~評価の実施に先立って、下記資料の提示事項をはじめとして、~~する~~教育活動その他の学校運営の状況について、~~外部学校関係者~~評価委員会に説明する。
 - ・ 各学校の~~中期と単年度の~~具体的目標及び各種具体的計画
 - ・ 各学校の~~本年度の~~自己評価結果及び~~それを踏まえた~~改善方策
 - ・ ~~前年度の学校評価結果及びそれを踏まえた改善方策~~

~~○~~ ~~その他、外部学校関係者~~評価の実施に必要と考えられる資料や、~~学校関係者評価委員会から求められた資料のうち提示することが適当ではないものを除くものについて、学校は積極的に提示することが求められる。~~

- ~~外部学校関係者~~評価委員会は、必要に応じ、~~学校訪問や教職員、児童生徒、保護者から意見聴取を行う。~~具体的には、~~授業や学校行事の~~参観、教職員及び児童生徒との対話、校外活動の参観、~~職員会議の参観等の機会を適宜行う設けること等が考えられる。~~
- ~~外部評価ではこれらを通じて、外部学校関係者~~評価委員会と学校との間での十分な意見交換や対話を~~行い通じて、お互いの~~理解を深めるよう努力することが重要である。

- ~~外部学校関係者~~評価委員会は、~~各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、~~
 - ・ 学校の自己評価が適切に行われたかどうか、~~また、その結果を踏まえた改善方策が適切かどうか。~~
 - ・ ~~教育活動その他の~~学校運営の改善に向けた~~実際の~~取組が適切かどうかを~~評価検証する~~ことを基本とする。

③ ~~外部学校関係者~~評価の報告書の作成

- ~~外部学校関係者~~評価委員会は、評価結果を~~外部学校関係者~~評価の報告書にとりまとめる。
- ~~外部学校関係者~~評価の報告書には、~~目標の達成状況や取組の状況、取組の適切さの検証結果~~自己評価結果に関する意見や、教育活動その他の学校運営の改善に関する意見などについて、簡潔かつ明瞭に記述する。

○ ~~外部~~学校関係者評価委員会は、児童生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、~~外部~~評価書に記述して公表する情報・資料と、非公表扱いとする情報・資料を区分する。

—
○ なお、学校関係者評価の報告書を、自己評価の報告書と併せて作成することも考えられる。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（3）

〔議論のポイント〕

- 本年8月の第一次報告を踏まえて、記述を改める。
- 改善策へのつながりを強調する。

〔評価結果の説明・公表、設置者への報告及び設置者等による支援や条件整備等の改善〕

① ~~自己評価の結果の説明・公表、設置者への報告提出~~

- 各学校は、~~学校評価の結果及びそれを踏まえた改善方策について自己評価書の内容を、学校便りへの掲載などの方法により、広く保護者に周知する。さらに、PTA総会を活用して保護者等を対象とした説明を行ったり会や学校便り、学校のウェブサイトや地域広報誌への掲載などの方法により、より広く、より深く内容が周知されるよう努める保護者、地域住民に説明する。各学校は、自己評価書の説明を契機として、保護者、地域住民と継続的な対話を図り、教育の改善に向けた具体的な交流・協力活動を行うことが重要である。~~

- ~~また、自己評価書を学校のホームページに掲載するなどの方法により、広く一般市民に公表する。~~

<自己評価・学校関係者評価の報告書の設置者への提出>

- 各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果並びにこれらを踏まえた改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。なお、これらを一つの報告書としてとりまとめて提出することも考えられる。
- ~~自己評価書を提出するその際には、~~自己評価を行う際に利用した、児童生徒、保護者、地域住民からの意見や要望、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート等（外部アンケート等）の結果などの具体の情報・資料を含める。

~~② 外部評価の結果の説明・公表、設置者への提出~~

~~○ 外部評価委員会は、外部評価書を学校に提出する。各学校は、外部評価の結果を受けた対応をとりまとめる。~~

~~○ 各学校は、外部評価書と学校の対応をとりまとめた文書を設置者に提出するとともに、保護者を対象とした説明会や学校便り、地域広報誌への掲載などの方法により、保護者、地域住民に説明する。また、外部評価書を学校のホームページに掲載するなどの方法により、広く一般市民に公表する。~~

~~○ 学校が外部評価書を公表する際は、自己評価と同様の事項に留意する。~~

② 設置者等による支援や条件整備等の改善

<設置者による学校に対する支援や条件整備等の改善>

○ 設置者は、各学校の自己評価書、外部学校評価の報告書、学校訪問や校長に対する意見聴取等により、各学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、それらをもとに、学校に対する支援や条件整備等の改善を行う。なお、設置者は、承認・届出を要する事項の見直しや学校の裁量により執行できる予算の措置など、学校の自主性・自律性を高めるようにすることが重要である。

○ 設置者は、学校評価の結果等を踏まえ、下記の事項について、現状を把握し改善を行う。

- ・ 学校運営に関する教育委員会への承認・届出の状況
- ・ 学校の裁量により執行できる予算の措置状況
- ・ 指導主事等による学校運営に関する専門的事項の指導
- ・ 教職員の配置、服務監督、研修の実施状況

○ また、設置者は、学校からの要請、全国的な標準等を踏まえて、下記の事項について、現状を把握し改善を行う。

- ・ 教材の整備状況（教材関係予算措置状況の調査結果 等）
- ・ 学校施設の整備状況等（耐震化、アスベスト対策 等）
- ・ 学校図書館の整備状況（学校図書館図書標準との比較 等）
- ・ 学校教育の情報化の状況（学校教育の情報化に関する実態調査結果 等）
- ・ 学校施設・設備の安全・維持管理の状況

<学校の自己評価に対する指導・助言>

- 設置者は、各学校から提出された自己学校評価の報告書をもとに、特に学習指導など専門性が要求される事項について、各学校の自己評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかを検証し、学校運営の改善に向けた指導・助言を行う。
- 設置者は、上記の指導・助言の実施に当たって、必要に応じ、学校訪問や教職員、児童生徒、保護者、地域住民、学校関係者外部評価委員会等に対する意見聴取を行う。

<都道府県教育委員会等の対応>

- 都道府県教育委員会が、県費負担教職員の定数・配置・給与等を適正に管理し改善することができるよう、設置者である市区町村の教育委員会が、学校評価の結果及び改善状況についての情報を都道府県教育委員会に適切に伝えることが必要である。
- 都道府県教育委員会は、設置者からの報告を受けて、必要に応じ、教職員の配置、研修の実施、指導主事等の派遣などの措置を講じる。
- 各学校において自己評価や学校関係者外部評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識を持つことが不可欠である。このため、各都道府県（政令指定都市）の教育委員会が、設置者と連携しながら、学校評価の実施にあたり、各学校で中心となる教職員の研修や、外部保護者など学校関係者評価の評価者の知識の向上を目的とした研修を行うことが必要である。

ガイドラインの改訂のための議論の素案（４）

〔議論のポイント〕

- 本年８月の第一次報告を踏まえて、学校評価の実施手法の定義等を改める。
- その他、自己評価、学校関係者評価等の具体的な在り方を踏まえて改める。

〔学校評価の実施方法〕

- 本ガイドラインでは、学校評価の実施手法を以下の３つの形態に整理要素から構成している。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(１) 各学校の教職員が自ら行う評価及び学校運営の改善【自己評価】(２) 自己評価結果を踏まえて、保護者、地域住民等の学校関係者などの外部評価者により構成された評価委員会等の外部評価者が行う評価及び学校運営の改善【学校関係者評価外部評価】(３) 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】評価結果の説明・公表、設置者への提出及び設置者等による支援や条件整備等の改善 |
|---|

- それぞれの概要と全体的な流れは以下のとおりである。それぞれの詳細については、次章に詳述する。

自己評価

- 自己評価は、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や自らの取組の適切さ等について評価を行うものである。

- 自己評価を行うにあたっては、いたずらに網羅的・チェック的な評価に終始したり、具体の改善につながらない「評価のための評価」に留まることがないように特に留意する。
そのため、各学校の課題や特色等を踏まえた具体的かつ明確な目標を学校として設定（P）することがまず求められる。さらに、その実現を図るための取組を進める（D）とともに、その取組を適切に評価できる項目・指標を設定して評価を行い（C）、その結果を踏まえた改善策（A）を講じるという、「PDCA」のサイクルを意識して行うことが重要である。

児童生徒・保護者対象のアンケート（外部アンケート等）

- また、児童生徒や保護者、地域住民等を対象とするアンケートによる評価や、保護者

等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握し、それらを踏まえて自己評価を行い、教育活動等の改善を図ることが重要である。

はなお、従前これを「外部評価」ととらえてきた例もみられるが、次に示すように「学校関係者評価」として保護者等による評価を行うことが求められるものであり、アンケート等については、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況の把握や取組の適切さ等について評価するためのもに必要の情報収集の一環ととらえることが適当である。

本ガイドラインにおいては、これを「外部アンケート等」と称する。

自己評価結果を踏まえた学校関係者評価

- 外部学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて評価を、学校評議員、PTA役員（保護者）、地域住民等の外部評価者が評価する方法を基本として行うものである。

第三者評価について

- 第三者評価は、その学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的(第三者的)立場から評価を行うものである。
- なお、本ガイドラインは、主として自己評価及び学校関係者評価について取扱うものであり、第三者評価を活用した学校評価の在り方については最小限の記述に留める。

「外部評価」の用語について

- 従来広く用いられてきた「外部評価」の用語については、狭くは保護者や地域住民による評価を、広くは第三者評価も含めて学校外の有識者等による評価を指す用語として使われており、同じ語を用いながらその具体的内容は様々であった。
- このことから本ガイドラインでは、「外部評価」を構成する要素やその性質に鑑み、これを保護者や地域住民など学校と密接な関係を有する者による「学校関係者評価」と、学校と直接関係を有しない専門家等による「第三者評価」の2つに、概念上分けて整理している。

学校評価の実施形態について

- 上記のように、自己評価と外部アンケート等、及びそれらを踏まえた学校関係者評価の実施と、その結果の公表が、学校における学校評価を進める上での基本となる。
ただし、~~3つの要素~~これらは、必ずしもこの通り段階を追って行われなければならないものではなく、例えば2つ以上の要素を併せ持つ取組を同時に行うこともあり得る。
例えば、教職員と保護者・地域住民が1つの組織を設けて自己評価と外部評価を同時に行うことや、外部評価結果の設置者への報告にかえて外部評価者に設置者の職員を加

~~えることなどが考えられる。保護者・地域住民の他に大学教員等の有識者を加えて第三者評価的な要素を加えた評価を実施することなども考えられる。~~

- ~~また、「学校関係者評価」の用語について、略して「関係者評価」、または「保護者等による評価」、あるいは自己評価に対するものとして単に「外部評価」など、適宜わかりやすい用語を用いることも考えられる。~~

報告書のとりまとめについて

- ~~自己評価及び学校関係者評価については、その結果の単なる分析ではなく、それを踏まえた今後の改善方策について検討し、それらを併せて報告書として文書にとりまとめることが重要である。~~

評価結果の公表について

- ~~自己評価及び外部学校関係者評価の結果に関する報告書は、その公開する対象や使用する媒体に応じて適宜要約するなどして、学校便りや学校のホームページに掲載するなどにより公表する。また、保護者や地域住民等に対して説明する機会を設けるなど、~~とともに、学校のホームページに掲載することなどにより、~~広く公表周知するための工夫が求められる。~~

評価結果の設置者への報告について

- ~~また、報告書は、その学校の設置者（公立学校については設置する教育委員会、国立学校については設置する国立大学法人、私立学校については設置する学校法人）に提出する。~~
- ~~設置者は、~~学校評価の結果等提出された報告書を踏まえ参考にして、~~学校が取り組む改善策に対する支援や指導、また必要に応じて教育委員会自らが学校の改善に取り組むことが重要である~~や条件整備等を改善する。~~さらに、報告書に示された評価結果を踏まえ、~~また、設置者自身のこれまでの取組を振り返り、今後の取組に活用していくことが重要である~~は、各学校の評価の適切さについても必要な指導・助言を行う。~~

〔自己評価・学校関係者評価の進め方の一例（イメージ案）〕

